

「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰要項

平成23年3月2日
文部科学大臣決定
令和2年7月31日
一部改正

1 趣 旨

この要項は、地域全体で次代を担う子供たちを育成するために、地域と学校が連携・協働し、地域の教育力の向上を図り、社会総掛かりでの教育の実現を目指すことを目的に、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下、「地域学校協働活動」という。）のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めることとする。

2 表彰の対象

表彰は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会を設置している、または設置を予定している学校と地域が連携・協働して行われている地域学校協働活動のうち、他の模範と認められるものに対して行うものとする。

なお、PTA活動として行われる地域学校協働活動については、別に定めるところにより表彰を行うものとし、本要項の対象とはしない。

〔表彰基準〕

組織、運営及び活動について、概ね以下に掲げる内容であること。

(1) 組織、運営

ア 地域や学校の実情や特色に応じた組織により、幅広い地域住民等の参画を得て、効果的な運営が行われていること。

イ 地域と学校が、目標を共有して運営が行われており、地域と学校の関係者の連携協力が円滑に行われていること。

(2) 活動

ア 学校や地域住民等との連絡・企画調整等を担う地域学校協働活動推進員等の調整のもと、「地域学校協働活動」が総合的かつ継続的に行われていること。

イ 多くの地域住民等の参画による地域や学校の実情や特色に応じた創意工夫のある多様な活動を展開していること等により、当該地域の教育環境の改善・充実に効果を上げていること。

3 推薦方法

(1) 推薦依頼

文部科学省は、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）に対し、上記表彰基準を満たす活動のうち、表彰するにふさわしいと判断するものについての推薦依頼を行うものとする。

(2) 都道府県等における推薦方法

都道府県等は次に定めるところにより、被表彰対象候補として、上記表彰基準を満たす「地域学校協働活動」を、文部科学大臣に推薦することができる。

なお、推薦に当たっては、別紙推薦書に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

[都道府県等による推薦数]

都道府県等は、選考の上、管内の上記表彰基準を満たす「地域学校協働活動」のうち、都道府県にあつては3件以内（ただし、特別区を含む東京都にあつては2件以内の推薦分をこれに加えることができる。）、指定都市にあつては2件以内、中核市にあつては1件を、それぞれの被表彰対象候補として推薦することができる。また、高等学校、中等教育学校、特別支援学校と地域が連携・協働して行っている地域学校協働活動については、都道府県、指定都市、中核市それぞれ上記件数に加えて1件推薦することができる。

なお、選考に当たっては、都道府県等に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るとともに、複数推薦する場合は、推薦順位を決定し、推薦書に明記した上で提出するものとする。

(3) 文部科学省における推薦

文部科学省は、上記表彰基準に基づく都道府県等からの推薦のほかに、表彰するにふさわしいと判断する「地域学校協働活動」を、被表彰対象候補として審査の対象に加えることができる。

4 被表彰対象活動の審査及び決定

文部科学大臣は、上記推薦方法により推薦された「地域学校協働活動」について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象活動を決定する。

5 受賞歴について

当該表彰の受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取り消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰対象活動に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰対象活動において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

8 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課において処理する。

附 則

- 1 この決定は、平成23年3月2日から実施し、平成23年度の表彰から適用する。
- 2 放課後子ども教室推進表彰要項（平成20年11月11日生涯学習政策局長決定）は、本要項の決定をもって廃止する。
- 3 この改正は、令和2年度の表彰から適用する。